

4月3日(月)から受け付けと交付を開始します

令和5年度福祉サービス券



市では、65歳以上の方や、要介護認定を受けている方などを対象に、在宅で受けられる介護保険以外の高齢者サービスを行っています。

利用には申し込みが必要です。申し込み方法や、各種制度の詳細についてはお問い合わせください。

受け付け 4月3日(月)

申請場所

長寿いきがい課⑯～⑰番窓口
地域局市民福祉課④番窓口

問合せ 長寿いきがい課

☎ 89・2156
地域局市民福祉課
73・5500

助成額

おむつ使用者の要介護度によって助成額が異なります。
要介護4または5：

月額6250円

要介護3………

月額5000円

要介護1または2：

月額2500円

助成額
65歳以上で、世帯全員が市民税非課税の方

※助成券の交付後に要介護区分が変更になつた場合は、変更後の要介護区分に対応する助成券と交換できます。

1枚につき300円

交付枚数 年間10枚

助成額
1枚につき100円

・生活保護受給世帯：無料
・利用者および同居者全員が市民税課税者がいる：
市民税非課税：

1枚につき300円

●家族介護用品購入費助成券
(おむつ券)

おむつ、パッド、清拭剤
(せいしきざい)、防水シーツ、
使い捨て手袋、おむつかバー
などの日常生活上の援助に対
する助成券を交付します。

●軽度生活援助事業利用券
(シルバー券)
除雪、草取り、軽微な修繕
などの日常生活上の援助に対
する助成券を交付します。
65歳以上の方のみの世帯など

●訪問理容サービス券
(シルバー券)

自宅訪問による理美容サー
ビスが受けられるサービス券
を交付します。

●訪問理容サービス券
(シルバー券)

自宅訪問による理美容サー
ビスが受けられるサービス券
を交付します。

●はり・きゅう・マッサージ施術券
はり・きゅう・マッサージ
などの治療院で利用できる施
術券を交付します。

●はり・きゅう
・マッサージ
施術券

●家族介護用品
購入費助成券
(おむつ券)

訪問理容
サービス券

●軽度生活援助
事業利用券
(シルバー券)

はり・きゅう
・マッサージ
施術券

